

# 救急業務における転院搬送への対応について

宮崎市消防局管内（宮崎市・国富町・綾町）の医療機関からの転院搬送については、下記のとおり対応することとしています。

## 1 転院搬送の原則

本市消防局が救急業務として行う転院搬送は、原則として要請元医療機関の医師によって、医療機関、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等が所有する患者搬送車による搬送ができないと判断される場合に、医師又は看護師が同乗し実施するものです。

この転院搬送には次の2つの条件が必要です。

- (1) 緊急に搬送する必要があること。
- (2) 他の専門医療機関において治療が必要であること。

## 2 救急車の要請手順

- (1) あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- (2) 「転院搬送依頼書」に必要事項を記入の上、FAX により消防局指令課に送信し、119番通報をしてください。※「転院搬送依頼書」をFAXするいとまがない場合は、その旨を伝え、後程、「転院搬送依頼書」を消防局指令課あてFAXしてください。
- (3) 消防局指令課が「転院搬送依頼書」を受信し、救急業務に該当することを確認しましたら、救急車を出動させます。
- (4) 「転院搬送依頼書」の原本は、到着した救急隊へ渡してください。

## 3 特別な場合の転院搬送について

- (1) 医師又は看護師が同乗できない場合
  - ア 医師等が同乗しないことについて、本人（家族）の同意が必要です
  - イ 搬送救急隊が救急車内で行う必要な処置について、「転院搬送依頼書」に記載するとともに、搬送先医療機関の医師等に連絡をお願いします。
  - ウ 患者の容態について、搬送先医療機関の担当医師等に十分な説明をお願いします。
- (2) 搬送先医療機関が当市消防局の管轄を超える場合  
搬送先医療機関が当市消防局の管轄を超える場合は、長時間、救急車が1台不足となるため、消防体制の維持の観点から可能な限り他の手段を考慮してください。